

保険事例研究会レポート

第 257 号 2012. 1

 公益財団法人 生命保険文化センター

目 次

被保険者の自殺行為と死亡の因果関係について……………	1
高度障害状態該当非該当……………	9

被保険者の自殺行為と死亡の因果関係について

大阪地判平成 22 年 6 月 14 日（平成 21 年（ワ）第 7303 号）保険金請求事件、確定
（判例集未登載）

[事実の概要]

1. 事実の概要

亡 A（以下「A」という）は、平成 19 年 12 月 4 日、Y 生命保険会社（被告、以下「Y 会社」という）との間で、保険契約者兼被保険者 A、死亡保険金受取人 X（原告、平成 20 年 5 月 26 日に協議離婚した A の元妻、以下「X」という）、死亡保険金額 3000 万円、保険料を 6 か月当たり 8 万 4060 円（後に月額 1 万 4640 円に変更）、保険期間を同日から平成 29 年 12 月 3 日までとする生命保険契約を締結した（以下「本件生命保険契約」という）。

本件生命保険契約に適用される約款は次のように定めていた。すなわち、死亡保険金支払事由について「被保険者が保険期間中に死亡したとき」、死亡保険金の免責事由について「責任開始日から 3 年以内に被保険者が自殺により死亡したとき」、保険金の支払時期について「所定の必要書類の提出による支払請求の日から 5 日以内（ただし、事実の確認のために特に時日を要する場合を除く。）」と定めていた。

A は、平成 20 年 7 月 10 日午後 9 時 20 分ころ、兵庫県赤穂市所在の赤穂湾（以下「本件現場」という）付近の海中において溺死した（以下「本件事故」という）。

X は、本件生命保険契約に基づき、Y 会社に対し、A が死亡したことによる死亡保険金及びこれに対する支払請求をした日の翌日である平成 20 年 7 月 18 日から支払済みまで商法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、Y 会社は、A は自殺により死亡したのであり、死亡保険金の免責事由である責任開始日から 3 年以内に被保険者が自殺した場合に該当し、X に対する死亡保険金支払義務を免れると主張して、X の請求を争っている。

2. 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 争点(1)（A の死亡は自殺によるものであるか）について

① Y 会社の主張

本件現場は、A の自宅から約 47 キロメートルも離れており、周囲に会社や民家がなく人気のない場所である。また、A が死亡した当時、本件現場の岸壁から約 2 メートル離れた位置には、A が使用していた普通乗用自動車（以下「本件車両」という）が全焼した状態で残されており、A の母親である C（以下「C」という）が同車の助手席において焼死しており、本件車両が駐車されていた位置から岸壁までの地面には、A

の血痕と足跡も残されていた。さらに、Aは、所有する自宅不動産について債権者から差押えを受けるなど多額の債務を負っており、自殺する動機も十分存在した。そして、Aは、死亡した当日、Xに対し、Cと一緒に死ぬという趣旨の電話をかけていた。これらの事情からすると、Aは、Cと共に焼身自殺をする目的で本件現場に赴き、これを実行に移した結果死亡したのであるから、着手後に自殺する意思を放棄したかどうかを問わず、同人の死は自殺によるものというべきである。

② Xの主張

Aは、これまで自殺をほのめかすような言動をしたことがなく、死亡した当日も、どこか遠くに行く旨をXに電話で述べていたのみであり、Cと一緒に死ぬなどとは述べていなかった。また、Aの遺体は、本件車両内ではなく海中から発見されており、Cとは異なり、灯油をかぶった形跡はなかった。そもそも自殺を試みる者がその方法として焼身自殺を選択することは極めてまれである。これらの事情からすると、Aは、Cの焼身自殺に巻き込まれ、自身の身体や衣服に燃え移った火を消すために海中に飛び込み、あえなく死亡したものである。したがって、同人の死は自殺によるものではない。かりにAが当初は自殺する意思を有していたとしても、Aは、その後、自殺する意思を放棄し、生き延びるために海中に飛び込んだところ、陸に上がることができず溺死したものと考えられるから、同人の死は自殺によるものではない。

(2) 争点(2) (遅延損害金の起算日) について [略]

【判旨】 請求棄却。

1. 争点(1) (Aの死亡は自殺によるものであるか) について

「(1) 認定事実

前記前提事実並びに証拠 [略] 及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

ア. Aは、建設業を営む個人事業主であり、平成20年7月当時は、母親である亡Cらと兵庫県高砂市 [住所略] 所在の自宅で生活していた。

イ. Aは、死亡当時、5000万円程度の負債を負っていた。また、Aが所有していた自宅不動産には、その死亡当時、株式会社D銀行を抵当権者とする第1順位の抵当権 (Aの同社に

対する平成9年9月30日付け金銭消費貸借契約に基づく借入金債務 [元金3700万円] を被担保債権とするもの) 及び財務省を抵当権者とする第2順位の抵当権 (源泉所得税・申告所得税等 [それぞれ延滞税を含む。]) に係る換価の猶予において担保として平成14年11月22日付けで設定されたもの) が設定されており、上記不動産は、財務省から平成18年2月8日に担保物処分による差押えを受け、高砂市から平成20年1月4日に参加差押えを受けていた。

ウ. 本件現場は、Aの自宅から40キロメートル以上離れたB株式会社の [地名略] 変電所の南側に位置しており、付近には上記変電所と赤穂湾のみが存在しており、他に人家等はない。

エ. Aは、平成20年7月10日午後7時ころから午後9時ころまでの間、Xに複数回電話をかけ、借金が返せる見込みがないこと及びCと共にこれから死ぬつもりであることを伝えた。

オ. 平成20年7月10日午後9時30分ころ、本件現場において、岸壁から約2メートルの位置に駐車された本件車両が炎上している様子を通行人が目撃し、赤穂消防署にその旨通報した。本件車両の助手席からは、Cがシートベルトをしたまま焼死した状態で発見された。本件車両から岸壁までの地面には、血痕と足跡が残されていた。なお、赤穂市消防本部は、現地調査の結果、本件車両の炎上は車両室内からの出火によるものと推定されるが、出火原因を特定し得るだけの資料を得られず、出火原因は不明であると判断した。

カ. 翌11日の午前中に本件現場付近の海中で発見されたAの遺体は、全身火傷の状態であった (ただし、直接の原因は溺死である。)

(2) 上記(1)エの認定に対し、Xは、AがXに対して電話で述べた内容は、『借金が返せそうもないから、自分はどこか遠くに行く』というものであり、『Cと一緒に死ぬ』というものではなかったと主張する。しかしながら、本件事故を伝える新聞記事 [略] には、『赤穂署の調べでは、…10日、元妻に「お母さんと一緒に死ぬ」と電話をかけていたという。』との記載があるところ、調査囑託の結果 (赤穂警察署長の回答に係るもの) によれば、赤穂警察署は上記記事の記載内容を確認していることが認められる。そうする

と、上記記事の内容は、赤穂警察署からの取材に基づくものであること、同警察署はAから電話を受けた原告に対する事情聴取により上記記事の内容を確認したものであることが推認される。そして、原告にAから上記電話がかかってきたのは、本件事故当日の午後7時ころから午後9時ころまでの間であり、A及びCがそれから時間的に極めて近接する状況下で死亡したものである（前期(1)の認定事実才及びカ）。以上の点からすると、上記新聞記事の記載内容は信用するに足りるものというべきであり、これに反する原告の主張は採用できず、その信用性を左右する証拠はない。したがって、Aは、本件事故直前、原告に借金が返せる見込みがないこと及びCと共にこれから死ぬつもりであることを電話で告げていたことが認められる。

- (3) 上記(1)の認定事実ウないシカによると、詳細な事実経過は明らかでないものの、Aは、Cと一緒にこれから死ぬつもりであることを原告に電話で伝えた後、本件現場に停車した本件車両内において、自らの意思に基づいて、何らかの方法により、A自身及びCの身体ごと本件車両に着火し又はCに着火させ、その後本件車両から出て、付近の岸壁から海中に飛び込んだ後溺死したことが認められる。また、上記(1)の認定事実イによると、Aは、死亡当時、経済的に追い詰められた状況にあったものと推定される。

これらの事実及び上記(1)の各事実を総合的に考慮すると、AはCと無理心中する意思、すなわち、自殺する意思に基づいて上記着火行為に及び、その結果死亡したものである。

なお、前記(1)の認定事実才及びカによれば、Aは、上記着火行為後に海中に飛び込み、その結果溺死するに至ったものと認められる。Aが着火行為に及んだ後海中に飛び込んだ理由は明らかでないが、海中に飛び込む時点で自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すためであった可能性も否定できない。しかし、いったん自らの意思に基づいて上記着火行為に及び、自殺行為に着手した以上、仮に、その後自殺する意思を放棄するようなことがあったとしても、同人の死亡という結果が生じている以上、その死亡は自殺によるものということを防げないというべきである。

- (4) そうすると、Aは本件生命保険契約に基づく被告の責任開始日（平成19年12月4日）から

約7か月後に自殺により死亡したものであり、同契約所定の免責事由に当たるから、被告は、死亡保険金の支払義務がない。

2 結論

以上によれば、争点(2)（遅延損害金の起算日）について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。」

〔研究〕

1. 問題の所在

本件は、被保険者が、多額の負債を抱え返済する見通しがなかったことから、自殺することを決意し、被保険者が使用していた普通乗用車に着火し又は母親に着火させ、その後本件車両から出て、付近の岸壁から海中に飛び込んだ後、溺死したということについて、被保険者の死亡は保険者の保険金支払の免責事由たる被保険者の自殺に該当するか否かにつき争われた事案である。

本判決によれば、被保険者が、着火行為に及んだ後、海中に飛び込む時点で自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すためであった可能性も否定できないものの、いったん自殺行為に着手した以上、かりに、その後自殺する意思を放棄するようなことがあったとしても、被保険者の死亡という結果が生じていることから、その死亡は被保険者の自殺によるものというべきであり、生命保険契約所定の保険者免責事由に該当すると判示した。

本件では、被保険者の死亡が自殺によるものか否かという点で争いになっているが、ここでの問題は、被保険者が自殺する意思を有しておこなった自殺行為と被保険者の死因とが異なっている点である。被保険者が自殺行為に着手した後、自殺の意思を放棄するようなことがあった場合には、被保険者が自殺によって死亡したものと見えるのが問題であり、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡という結果の因果関係について検討することが本稿の対象とするところである。

2. 自殺免責の趣旨

保険法施行前商法（以下「改正前商法」という）680条1項1号は、「被保険者カ自殺、決闘其他ノ犯罪、又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ」と、保険者の法定免責事由として定めていた。保険法51条1号では、保険者の法定免責事由を、生命保険契約のうち死亡保険契約に限定するものの、「決闘其他ノ犯罪、又ハ死刑ノ執行」部分が削除

されたことを除いては、改正前商法 680 条の規律がそのまま維持されており、免責事由たる被保険者の自殺の意義や射程について変更はないものとされている（遠山聡「自殺の意義」山下友信・洲崎博史（編）『保険法判例百選』（有斐閣、2010 年）164 頁）。

改正前商法 680 条 1 項（保険法 51 条 1 号）が、被保険者の自殺を保険者の免責事由としている趣旨は、つぎのように考えられている。①被保険者が保険事故を故意に招致することは、射倖契約である生命保険契約の性質上要請される当事者間の信義誠実の原則に反すること、②保険金受取人に対して保険金を受取らせることを目的として被保険者が自殺する傾向に歯止めをかけることが、生命保険の不当な利用を防ぐために必要であること、③生命保険が自殺促進機能を持つことに対する社会的非難を回避する必要があること、以上の点が挙げられる（大森忠夫『保険法〔補訂版第 7 刷〕』（有斐閣、1994 年）292 頁、西島梅治『保険法〔第 3 版〕』（悠々社、1998 年）361 頁、石田満『商法 IV（保険法）〔改訂版〕』330 頁、山下友信『保険法』（有斐閣、2005 年）465 頁、最判平成 16 年 3 月 25 日民集 58 卷 3 号 753 頁）。

保険法（改正前商法 680 条 1 項 1 号も同様）は、保険期間中の被保険者の自殺を、期間を定めず一律に保険者免責としている。しかし、保険法の自殺免責規定は、公益に基づく絶対的強行規定ではないとされている（萩本修『一問一答保険法』（商事法務、2009 年）193 頁）。すなわち、人間が自殺することは、宗教的立場あるいは倫理的立場から非難され、あるいは好ましくないとされる場合はあるものの、自殺が罰せられるということはなく、反公序良俗行為とされてはいない。また、保険金を取得するのは被保険者の遺族等であることが通例であるから、このような遺族等の生活保障を考慮すれば、自殺免責が公益に基づく絶対的強行規定である必要はないと解されてきた（山下友信・前掲書 465 頁）。このことに基づいて、生命保険約款（以下「約款」という）では、保険者の責任開始日または契約復活日から起算して一定期間（1 年乃至 3 年）以内に被保険者が自殺した場合にかぎって死亡保険金を支払わないとし、この期間経過後の自殺については、保険金を支払うと定めるのが通例である。本件生命保険契約に適用される約款においても、「責任開始日から 3 年以内に被保険者が自殺により死亡したとき」は、死亡保険金を支払わないという、いわゆる自殺免責条項が定

められている。

被保険者の自殺に関する近時の裁判例をみると、自殺免責条項に定められている期間をめぐる、自殺免責期間経過後の保険者免責の可否が問題とされ、最高裁平成 16 年 3 月 25 日判決によって解釈基準が示されるまで、約款の自殺免責条項をめぐる中心的な問題点とされてきた。この点、本件は、被保険者の死亡が、本件保険契約に基づく責任開始日から約 7 か月後に死亡したものであり、約款の自殺免責期間内の自殺ということになる。

3. 自殺の意義（免責事由たる自殺とは）

保険者の免責事由たる自殺とは、被保険者が、自由な意思決定によって、自己の生命を絶つことを意識してなされる自殺をいう。したがって、過失による場合はもちろん、被保険者が、意思無能力者である場合や統合失調症その他の精神障害を負っている場合に、自ら生命を絶つようなことがあったとしても、保険者免責事由たる自殺にはあてはまらない（大判大正 5 年 2 月 12 日民録 22 輯 234 頁、山下友信・前掲書 468 頁）。加えて、自己の生命を絶つことを目的とすることが必要であり、正当防衛や職務上の義務、あるいは人命救助を行った結果、死亡したとしても、自殺にはあたらない。また、死亡を目的とする限り、自殺の手段は問題とならない。他人に自己を殺害するよう依頼した場合、いわゆる囑託殺人の場合も自殺に含まれる。

以上のように、商法 680 条 1 項 1 号（保険法 51 条 1 号）及び約款にいう自殺とは、被保険者が、自由な意思決定によって（責任能力）、自己の生命を絶つことを意識して（認識的要素）、これを目的とする行為をなし（実行行為・自殺行為）、その結果（因果関係）、死亡（結果）したということの意味する。

およそ被保険者が自殺した場合、保険者に保険給付義務の免責が認められるためには、自殺行為が、被保険者の自由な意思にもとづくものであることを前提に、被保険者の自殺行為と死亡という結果の間に因果関係が認められる必要がある。すなわち、因果関係の存在が保険者免責の要件となる。因果関係を認めるためには、被保険者の自殺の意思と自殺行為の存在を確定しなければならない。

被保険者の死亡が自殺であることの立証責任は、自殺が法定免責事由とされていることから保険者にある。しかし、被保険者の自殺が精神障害等の

事由によって自殺したことの立証責任は保険金受取人側にあると解される(山下友信・米山高生(編)『保険法解説』(有斐閣、2010年)430頁〔執筆＝潘阿憲〕)。

これを本件についてみると、Aは自殺行為に及んだものであるから、この点は自由な意思決定に基づきなされたものといえる。しかし、Aはその後、理由は明らかにされていないが、海中に飛び込み、溺死したことが認められている。さらに、焼身自殺を試みた後、X側主張のように、自殺する意思を放棄し、生き延びるために海中に飛び込んだところ、陸に上がることができず溺死したものと考えると、先行行為である焼身自殺行為については被保険者の自殺する意思が認められるが、後発行為である海中への入水行為には、被保険者の自殺する意思との連関が認められないことになる。そうであれば、被保険者の死因は溺死ということであるから、自殺免責条項における自殺には該当しないことになる。

4. 被保険者の自殺行為と死亡という結果の因果関係に関する裁判例

つぎに、被保険者が、自殺する意思で自殺行為に着手したものの、自殺行為と死因とが異なる裁判例を確認する。

①事件(第1審、津地裁四日市支部判昭和55年11月27日文研生命保険判例集2巻347頁、控訴審、名古屋高裁昭和57年5月31日判決・文研生命保険判例集3巻212頁)

被保険者が、勤務先を無断欠勤した数日後、貸別荘で单身宿泊中、プロパンガスの爆発が起り、焼死体で発見された場合について、被保険者が女性問題に悩み、自殺を思い立ち、貸別荘におもむいて、女性および父親に連絡してほしいと記し電話番号を記載したメモを遺してガス自殺をはかるべく、酒を飲んでガス栓を開き、身を横たえて死を待っていたところ、部屋に充満したガスに電気冷蔵庫のサーモスタットの火花が引火しガス爆発が起り、焼死したものであることを認め、被保険者の死亡は自殺によるものであるとして、災害保険金の支払請求を棄却した事例。

②事件(山形地裁鶴岡支部平成13年1月30日判決・生命保険判例集13巻62頁)

動脈硬化症等の既往症を有する被保険者が、自動車車両の室内にホースで排ガスを引き込み、自殺を図ろうとして死亡したものの、後の司法解剖による死因は、冠状動脈硬化による急性心不全で

あるとされた事案について、自殺行為の着手が、自殺行為者の精神的ストレスを急激に増大することはあり得るかもしれないが、右ストレスの急激な増大や、一酸化炭素の吸引が直接の死因となった冠状動脈硬化による急性心不全を誘発することまでが、社会通念上相当であって、医学的専門知識のない自殺者においても予見可能であったと評価することはできないものとして、保険会社が死亡保険金の支払いが命じられた事例。

③事件(仙台地裁平成21年11月20日判決・判例集未登載)

被保険者は、縊頸行為に及んだものの、縊頸行為等による苦痛等から自らこれを中断し、和室に移動して布団に横になったが、その後縊頸行為により両側頸動脈や頸静脈が圧迫されたことから嘔吐し、無意識下のため汚物を吐き出せずに窒息死したものと認められた事案について、被保険者は自ら縊頸行為に及んだものであるから、この点は自由な意思決定に基づきなされたものであるとはいえるものの、その後、自らの生命を絶つ行為を中止したことで、生命を絶つという自由な意思決定を消失させたものと評価すべきであるから、縊頸行為により作出された死亡という結果への因果の経過はこの時点でいったん中断したものであるべきである。そして、その後嘔吐により窒息したのはAの無意識下においてのことであると認められるから、そこにAの死亡という結果に対する自由な意思決定というものを見いだすことはできない。よって、Aの死亡は、商法680条1項1号及び約款にいう自殺には該当しないとされた事例。

以上、①事件から③事件のすべての裁判例において、被保険者は自殺の意思を有し自殺行為に着手して死亡している。しかし、着手した自殺行為と死因との間に齟齬が生じている。このことから、被保険者の死亡が、保険者免責事由たる自殺に起因するものか問題となる。すなわち、①事件は、被保険者の死亡が、自殺行為によるものか、不慮の事故によるものかが争われた事件であるが、プロパンガスには毒性がないことを知らない被保険者が、プロパンガスを吸入して自殺する行為に着手したものの、充満したガスの引火によるガス爆発で死亡したものである。②事件は、被保険者が、自動車の車両に排ガスを引き込み、自殺行為に着手したものの、自殺行為を直接の原因としない急性心不全により死亡したものである。そして、③事件は、自殺する目的で縊頸行為に及んだ被保険者が、縊頸行為による苦痛からこれを中断し、布

団に横になったところ、縊頸行為の影響により嘔吐したことによって、無意識下において汚物を吐き出せずに窒息死したものである。

これらの裁判例をみると、被保険者の自殺の意思が死亡という結果にむすびつけて考えられたものは、①事件のみであり、②事件と③事件については、自殺行為が死亡という結果にむすびつけて考えられておらず、すなわち因果関係が認められないということになる。しかし、③事件についてみると、被保険者の窒息死は、被保険者の縊頸行為という自殺行為がなければ起こらなかったものとするのが素直な読み方である。いわば、因果関係について、当該行為がなかったならば当該結果は生じなかったであろうという関係、すなわち、「あれなければこれなし」を前提に考えたとき、被保険者の自殺行為があったにもかかわらず、自殺の意思の放棄を認めることで、保険者は保険給付義務を履行しなければならぬと判断するには疑問が生じる。自殺の意思の放棄を、自殺免責規定における因果関係との関係で、どのように考えることができるのだろうか。

5. 自殺免責条項における因果関係について

被保険者の自殺によって、保険者が免責されるためには、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡との間に因果関係がなければならぬ。そもそも、因果関係があるというためには、「甲がなかったならば乙はなかったであろう」という条件関係・事実的因果関係 (*conditio sine qua non*) の存在が前提となる。すなわち、自殺行為がなければ被保険者は死亡しなかったということであれば、自殺行為と被保険者の死亡とは必然的な関係に立つことになるから、保険者免責事由たる自殺に該当することになる。しかし、先行行為たる自殺行為とは無関係な別の行為・事由によって、被保険者の死亡という結果が生じたのであれば、自殺行為と被保険者の死亡とは無関係ということになるから、ここに因果関係は認められない。

たしかに、被保険者の自殺の意思を有する行為が認められるか否かの点を基準に観察すれば、自殺の意思が存在する先行行為たる自殺行為とは別の行為・事由、すなわち、自殺の意思が存在しない後発行為・事由によって被保険者が死亡したのであれば、被保険者の死亡は、当初被保険者がもっていた自殺の意思とは無関係の、保険者免責の対象外となる保険事故ということもできよう。しかし、自殺の意思の放棄が認められるか否かによ

って自殺免責の基準を求めるということになれば、後述の因果関係が中断する場面において、保険者が免責されない場合が出てくるであろうし、同様に、後述の因果関係の断絶の場面では、被保険者の自殺行為とは無関係な別の行為があったとしても、なお被保険者の自殺の意思は存続していたと評価される場合も起こり得るのであり、自殺免責条項が適用される範囲があいまいになる。それでは、どのように自殺免責事由の因果関係をとらえるべきか。被保険者の自殺行為の後に、自殺の意思の放棄とうかがえる後発行為・事由がおり、これにより死亡の結果が生じたという場合、そこには、被保険者の自殺の意思の連関が認められる条件関係の有無によって判断する必要がある。すなわち、因果関係が中断する場合と因果関係が断絶する場合に分類しておくことが有益である。それでは、因果関係が中断する場合と因果関係が断絶する場合とは、どのような場合をいうのか。

6. 因果関係の中断と断絶

まず、因果関係の中断とは、因果関係の進行中に、被保険者もしくは故意に基づく他人の行為または自然的な事実が介入する場合に、それによって、先行行為の因果関係が断ち切られることをいう。たとえば、被保険者が自殺行為に着手したのちに、死亡することは確実とされる状況において、被保険者が病院へ運ばれる途中、自動車事故が原因で死亡したという場合を考える。このとき、被保険者の自殺行為がなければ被保険者の死亡はないといえるから、被保険者の自殺の意思と死亡という結果の間には条件関係があるということができる。前述の裁判例①事件と③事件が因果関係の中断事例ということができる。しかし、この場合にまで因果関係を認めると、先行行為たる自殺行為が存在し、病院へ搬送された後に医療過誤により死亡した場合を考えてみると、自殺行為では被保険者が死亡しなかったということが認められる場合にも、自殺免責事由に該当することになるとの批判が予測できる。これについても、そもそも自殺行為がなければ死亡という結果には結び付かなかったのであり、死亡保険契約における自殺免責条項の因果関係については、条件関係が認められる限り、保険者免責を認めることが妥当であろう。

つぎに、因果関係の断絶とは、同一の結果にむけられた先行行為が功を奏しないうちに、先行行

為とは無関係な別の行為によって、結果が発生させられた場合をいう。この場合は、先行行為には条件関係さえ認められないので、因果関係の中断とは異なる。たとえば、被保険者が自殺行為に着手したところ、被保険者が死亡するに至らないうちに、自殺行為とは無関係な別の行為・事由によって被保険者が死亡した場合である。前述の裁判例②事件が因果関係の断絶事例ということになる。このような因果関係の断絶の場合、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡という具体的な結果との間に条件関係そのものが認められない。したがって、因果関係の断絶の場合には、保険者の危険率に影響を与えることもなく、保険者は免責されないという結論になる。

7. おわりに

そもそも自殺免責における因果関係については、被保険者による自殺の意思の放棄が認められる場合には、保険者は免責されないとみるのか、あるいは被保険者による自殺の意思の放棄があったとしても、保険者免責が認められる場合があるともみるのかによって判断がわかれることになる。

被保険者による自殺の意思の放棄が認められる場合、保険者は免責されないとする考えによれば、被保険者の死亡は、当初の自殺の意思とは無関係の行為による死亡であって、保険者免責事由たる自殺にはあたらないと考えることができる。さらに、同様の考えによれば、被保険者による自殺の意思の放棄は、死亡保険の自殺促進機能を抑止することからも、被保険者にとって利益になるよう評価することが望ましいと考えることで、保険者は免責されないと考えるかもしれない。しかしながら、保険者免責事由たる自殺について考えると、被保険者の自殺行為がなければ死亡の直接の原因が生じなかった場合にまで、被保険者の自殺の意思の放棄があったことをもって、一律に、保険者は免責されないとみるのが妥当であるか疑問である。むしろ、自殺免責事由における因果関係の問題と被保険者の自殺の意思の放棄をどのように評価するかという問題は、次元の異なる問題と解することが可能である。

そうすると、保険者の自殺免責条項における因果関係については、たとえ被保険者による自殺の意思の放棄があったとしても、保険者免責が認められる場合があると理解できる。それでは、保険者免責が認められる場合があるとはどのような場合であろうか。この点、③事件の場合のように、

被保険者の自殺の意思の中止が認められたとしても、被保険者の死亡という結果を、当初の自殺の意思にむすびつけることが相当かという点で問題となる。被保険者が自殺の意思を有して着手した行為が、合理的一般人の観点から、死亡という結果の予見可能な範囲内であれば、自殺の意思の放棄が認められたとしても、保険者は免責されるとみるのが妥当である（山下典孝「自殺免責条項における自殺の意義」法学セミナー増刊速報判例解説 vol.7・130頁）。ここでは、被保険者の死亡という結果に対する予見を判断する際に、合理的一般人の観点によらざるを得ない。そうすると、保険者の自殺免責条項における因果関係の判断は、客観的な判断によらざるをえず、因果関係の中断か断絶かに重点を置いて判断が妥当することが妥当であろう。因果関係の中断と断絶の議論は、現在では、相当因果関係の有無により判断することで整理されている。被保険者に自殺の意思の放棄が認められる場合であっても、被保険者の自殺行為と死亡という結果を結びつけることが相当である場合には、保険者が免責される。ここでは、被保険者の自殺の意思の放棄の有無を判断するのではなく、被保険者の自殺の意思とその行為によって危険の現実化がはかられたと評価できる場合には、たとえ因果関係の中断があるにせよ、保険者免責とする必要がある。

本件についてみると、Aが焼身自殺に着手することがなければ海中に飛び込む行為はなかったのであり、中断するにせよ、条件関係は認められ、被保険者の自殺行為と死亡という結果をむすびつけることが相当である。いわば保険事故への接近の故意が認められ、これに基づき危険の現実化がはかられたのであれば、因果関係の断絶がないかぎり、因果関係は認められる。したがって、本件では因果関係の断絶は認められず、自殺の意思に基づく自殺行為と死亡との間には、因果関係が認められることになり、保険者は免責されると解される。

（潘阿憲教授コメント）

本件は、被保険者が自殺行為に着手した後、自殺の意思の放棄と見られる行為があった場合に、その後の被保険者の死亡の結果が被保険者の自殺行為によるものといえるか否か、すなわち、自殺意思の放棄があった場合における被保険者の死亡と自殺行為との間の因果関係が問題となった事案である。河森准教授が報告の中で指摘したように、

免責事由としての自殺とは、被保険者が自由な意思決定に基づいて、自己の生命を絶つことを意識してなされる自殺をいうものであり、ある自殺行為につき保険者免責が認められるためには、当該自殺行為が被保険者の自由な意思に基づくものであるほか、当該自殺行為と被保険者の死亡という結果の間に因果関係があることが必要である。この因果関係の有無の具体的な判断基準について、河森准教授は、因果関係の中断の場合と因果関係の断絶の場合とを分けて検討し、前者の場合においては、自殺免責条項の因果関係については、被保険者の自殺の意思と死亡という結果の間に条件関係が認められる限り、保険者免責を認めることが妥当だとする一方、後者の場合においては、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡という具体的な結果との間に条件関係そのものが認められないので、保険者免責とならないとの見解を述べている。

刑法上の因果関係を判断する基準として、いわゆる条件関係（条件説）が用いられてきており、また、条件説のもとで因果関係の中断と断絶という考え方も用いられてきたが、商法ないし保険法において因果関係の有無を判断する場合には、いわゆる相当因果関係の有無によって判断するのが従来の判例（大判昭和2・5・31民集6巻11号521頁、最判昭和39・10・15民集18巻8号1637頁）・通説の立場ではないかと考えられる。また、刑法においても、条件説を採用すると、処罰範囲が広すぎると批判され、実際に近時の刑法上の判例においても相当因果関係説を採用するに至ったと一般に理解されている（もちろん、刑法上の相当因果関係説は、予見可能性の基準を用いるなど、民事法上の相当因果関係説と完全に一致するわけではないが）。自殺意思の放棄があった場合における被保険者の死亡の結果と自殺行為との間の因果関係についても、相当因果関係で判断することが可能であろう。

本判決は、傍論ではあるが、被保険者Aが海中に飛び込む時点で自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すためであった可能性も否定できないとしながらも、「いったん自らの意思に基づいて上記着火行為に及び、自殺行為に着手した以上、仮に、その後自殺する意思を放棄するようなことがあったとしても、同人の死亡という結果が生じている以上、その死亡は自殺によるものということに妨げないというべきである」と判示している。研究会の席でも批判があったように、これ

は、広い条件関係が認められれば、すべて因果関係が存在するとする論法であり、やや乱暴な判断と言わざるを得ない。もっとも、被保険者Aが自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すために海中に飛び込んだとすれば、海中への飛び込み行為とその直前の（自殺する意思での）身体への着火行為との間に相当性が認められなくもないので、自殺免責の結論を認めること自体はおそらく異論はなからう。

（東京：平成23年12月7日）

報告：小樽商科大学 准教授 河森 計二 氏
座長(代行)：首都大学東京
教授 潘 阿憲 氏